

第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 皆様、おはようございます。本日は台風が近づいている中、大変お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから平成28年度第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。委員の皆様にはご多用のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は岡田秀二委員が所用のため欠席でございますけれども、委員10名中9名の委員にご出席いただいております。本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、会議に入るに先立ちまして、阿部林務担当技監からご挨拶を申し上げます。

(阿部林務担当技監) 林務担当技監の阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多用のところをご出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、このたびの委員改選に当たりまして、委員への就任につきまして快くお引き受けくださいまして本当にありがとうございます。深く感謝申し上げます。

ご案内のとおり、いわての森林づくり県民税は、平成18年に制度を創設して以来、十分な管理が行われていない森林を整備し、森林が持つ公益的機能を回復させるための取り組みや地域の方々为主体となって森林を守り育てる活動などへの支援を行っているところであり、本年度から第3期となる5カ年の取り組みが始まったところでございます。これまでの取り組みにより、未整備森林の解消が前進するとともに県民の皆様一人一人が森林の果たしている役割やその重要性について一層理解が深められ、社会全体で森林を守っていくという機運が醸成されてきているものと認識しております。今後におきましてもいわての森林づくり県民税による取り組みがより実効性のあるものとなりますよう委員の皆様方には納税者である県民の視点で、またそれぞれのご専門のお立場から貴重なご意見や有益なご提言をいただきたいと思っております。本日は委員改選後初めての委員会であり、委員長を選出をはじめいわて環境の森整備事業の施工地審査等につきましてよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) それでは、今回の会議は阿部担当技監からご挨拶ございましたように委員改選後初めての委員会となりますので、ここで出席委員のご紹介をさせていただきます。

私のほうから議長席を見まして左側にお座りの委員の方からご紹介申し上げたいと思います。各委員におかれましては、簡単な自己紹介、ご挨拶をお願いいたします。

それでは、まず最初の方でございますけれども、洋野町の大粒来宏美委員でございます。

(大粒来宏美委員) おはようございます。洋野町から参りました大粒来宏美と申します。このような場所は慣れておりませんので、きょうは少し緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 続きまして、一戸町立図書館館長の小山田四一委員でございます。

(小山田四一委員) 一戸町立図書館の小山田四一でございます。よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 続いて、岩手大学農学部准教授の國崎貴嗣委員でございます。

(國崎貴嗣委員) 岩手大学の國崎と申します。よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 続いて、盛岡市の徳清倉庫株式会社代表取締役、佐藤重昭委員でございます。

(佐藤重昭委員) 徳清倉庫の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 続きまして、こちらの列になりますけれども、岩手県商工会議所連合会盛岡事務局長、佐藤誠司委員でございます。

(佐藤誠司委員) おはようございます。商工会議所の佐藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 続きまして、岩手県保護司会盛岡市河南分区長、安原昌佑委員でございます。

(安原昌佑委員) よろしく申し上げます。保護司で来ているのは何かという感じがするわけですが、もとは教員をやっていたので、その中で子供たちに環境教育など広くお話ししたり実践する機会がございました。そして、私が校長時代ですけれども、学校林を伐採したその後にクリの木6,500本ぐらいを植えて、そして植樹が終わってから毎年教育課程の中で、特に当時のゆとり教育とかを使いまして、学校で毎年植樹した木の手入れを

してきました。そして、今では毎年それを管理する組織もありまして、地域のOBの方々とか、学校の先生の方々に管理をしまして、毎年1年に1回生徒たちもそこに行って枝打ちとかそういうことをしております。ふれあいの森というところで、緑の公園とか、そういうのもやっていますし、そういうことをやってきた縁で、私も今でも管理組合の総会に出席したりして縁を持っております。保護司というのは、学校をやめてから保護司をやっているものです。よろしくお願いします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) ありがとうございます。

続いて、岩手県消費者団体連絡協議会常任幹事であります吉田敏恵委員でございます。

(吉田敏恵委員) 消費者団体連絡協議会というのは県内の22の消費者団体の集まりなのですけれども、その中の私は生協に所属しております、岩手県生活協同組合連合会の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) ありがとうございます。

続きまして、岩手県立大学総合政策学部学部長であります吉野英岐委員でございます。

(吉野英岐委員) 吉野でございます。宜しくお願いします。2期目になりましたけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) ありがとうございます。

最後になりますけれども、奥州市の環境アドバイザー、若生和江委員でございます。

(若生和江委員) 奥州市の若生と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) ありがとうございます。

続きまして、事務局をご紹介します。先ほどご挨拶申し上げました林務担当技監、阿部でございます。

(阿部林務担当技監) 阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 林業振興課総括課長、佐々木でございます。

(佐々木林業振興課総括課長) 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) そのほかにお手元の次第裏面のほうに本日

の出席者名簿ございますけれども、そちらのほうに事務局の職員及び現地機関の担当者の氏名が記載しておりますので、本日は時間の関係上、割愛させていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(阿部林務担当技監) 済みませんが、ちょっと所用によりまして、この席を立たせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) それでは、会議を進めさせていただきます。

今回の委員会は、次第にありますとおり委員長の選出、それからいわて環境の森整備事業の施工地審査について、それから平成28年度以降の「いわての森林づくり県民税」に係る地域説明会の結果について、実は6月に地域説明会を実施しております。その概要についてご説明させていただきます。そのほかにその他といたしまして、各事業の取り組み状況について若干情勢報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。座長が決まるまでの時間、私が、事務局が進めさせていただきたいと思います。

1の委員長の互選についてでございますが、いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱第5条第1項の規定によりまして、委員長を置くこととしており、その選出は委員の互選によることとしております。委員の皆様のご意見をお伺いしたいと存じますが、いかがいたしましょうか。

よろしくお願いいたします。

(佐藤重昭委員) 岡田先生にお願いするのがよろしいのではないかと思います。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

「なし」の声

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 今岡田秀二委員というお話をいただいておりますけれども、実は本日岡田委員、急用ができて、残念ながら欠席ということでございまして、事前に先生には、岡田委員については委員長へのご推薦があった場合についての意向というのを確認しております。お引き受けいただくというお話を頂戴しておりますので、若干変則的ではございますけれども、岡田委員長にお引き受けいただくということで、委員会の総意は私のほうから委員長のほうにご報告させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日岡田委員長が都合により欠席ということでございますので、評価委員会設置要綱第5条第3項の規定で、委員長の職務代理者を置くということになっておりますので、その選出は委員の互選ということでございます。職務代理者の推薦ということでございますけれども、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思っております。

お願いいたします。

(佐藤重昭委員) 吉野先生にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 先生、お願いしてもよろしいでしょうか。

(吉野英岐委員) はい。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) ありがとうございます。

それでは、委員長職務代理者は吉野委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、吉野委員には議長席に移動をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(吉野英岐委員長職務代理者) 通常職務代理者はあまりこういうところに出ないものですが、きょうは岡田委員が欠席ということですので、いきなり仕事が回ってきたこととなりますけれども、よろしくお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) それでは、先生よろしくお願いいたします。

(吉野英岐委員長職務代理者) それでは、議事に従いまして進めていきたいと思っております。本日は新しい委員の方々もいらっしゃいますので、初めてこういうことに参加されるということかもしれませんけれども、大体事前にご説明はあったかと思っておりますので、ここから早速議事に入ります。

それから、第2回となっているのですが、前期の委員が第1回目までをしまして、委嘱が7月だったと思っておりますので、それで第2回とことになっております。私も最初になったときは第2回目から入りましたので、通例どおりというふうにお考えいただければ結構だと思います。

それでは、早速入りますけれども、資料の確認はよろしいですか、事務局。

(木戸口林業振興課主任主査) それでは、確認をお願いいたします。まず、施工地審査に係るものが資料ナンバー1でございます。こちらにつきましては、ちょっと訂正がございまして、先ほど正誤表をお配りしておりますので、こちらもあわせてごらんいただきました。

いと存じ上げます。

続きまして、議題の2の平成28年度以降の「いわての森林づくり県民税」に係る地域説明会の結果についての資料は資料ナンバー2となります。ここまでが議題の分の資料になりますが、その後事務局からの報告ということで、資料ナンバー3、森林環境税に係る他県調査の結果についてという両面ホチキスどめのもの、そしてさらに高知県森林環境税というカラーのものが表紙になっております同じく両面カラーコピーでホチキスどめのもの、それから資料ナンバー4と右肩にございます平成28年度いわての森林づくり普及啓発事業についてという片面印刷の1枚もの、最後が資料ナンバー5、平成28年度いわて森のゼミナール推進事業についてでワンセットとなっております。不足のある方は事務局のほうにお申し出お願いいたします。大丈夫でしょうか。

「はい」の声

(木戸口林業振興課主任主査) 大丈夫でしたので。

(吉野英岐委員長職務代理者) では、このまま進めたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、早速資料ナンバー1を使いまして、いわて環境の森整備事業施工地審査についてというところからご説明をお願いします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.1に基づき説明】

(吉野英岐委員長職務代理者) ご苦労さまでした。新規で36本、追加で2本の合計38の施工地につきまして今ご説明をいただきました。まずは質疑を行いたいと思いますので、委員から質問ある場合はお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

若生委員。

(若生和江委員) 承認に関しては特に問題はないかと思うのですが、今回詳しい実施する森林の状況の説明のところ、今まで所有者が高齢によりというところが多かったところが、またさらに年数が経過してきて、相続をしたけれども、森林の整備ができないという事案が何件も出てきているところにやはり注目していくべきかなと思いました。

3期目の県民税の中身についても、この現況をみんなで見ながら、ではどういう手を次に打っていくべきかというのを考えていく時期に来ているのかなと思いましたので、この案件に対してというよりも、全体を見てその部分を感じました。

あともう一つ、やっぱり相続、所有者が特定するのが難しいというところも出てきたり、森林の現況の把握というのがかなり難しいのだなというのが今回の説明のところで見えた

部分がありましたので、そのあたりについても併せてこの後の審議のところで検討できればと思いました。

以上です。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。
事務局何かございますか。

(木戸口林業振興課主任主査) 特に森林所有者の特定の問題ですとか、相続されても途中から、ずっと小さいころから山になれ親しんで施業とか作業しているという方ばかりではないので、いきなり相続してもどうしていったらいいのかわからないというような方々が大半を占めるかと思えます。そういう方にかわってこの県民税で強度間伐を実施して環境を保全するための森林整備を行っていかなければならないなと思えます。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。

(佐藤誠司委員) 調書の件でございます。まず、24ページの16—033と、それから58ページの16—050で高齢級林分の状況というところでは、先ほどの説明ですと実際現地の本数が、24ページが1,800本、それから58ページのほうは1,300本ということでご報告がございましたが、実際この本数なのですか、実際の本数がこれですか。

(木戸口林業振興課主任主査) 施工地を申請するに当たりましては、対象齢級から外れる部分に標準地というものをとりまして、その10掛ける10メートル四方の中の本数を数えて、それをヘクタールに割り返しているという形になりますので、ヘクタールを全部測ったわけではございません。

(佐藤誠司委員) いや、実はそれを確認したかったのです。いずれこの面積は0.1ヘクタールだし、それから58ページが0.18ヘクタールですから、一体全体0.1ヘクタールで1,800本というのは本当にこれあるのかなというふうにそれを感じたので、例えば0.1ヘクタールの場合には0.1ヘクタール当たりとやったほうが本当はわかりやすいのかなと思ったのですけれども、そこら辺はもしこのまま変えないのであれば、注意書きにプラスして、その分を書いたほうがよろしいのかなというふうに感じました。

以上です。

(木戸口林業振興課主任主査) 検討いたします。

(吉野英岐委員長職務代理者) 実際は1ヘクタールないから1,800本あるとは思えないと

ということですね。

(佐藤誠司委員)　そういうことです。結局0.1ヘクタールですと10分の1で1,000平米ですよね。30メートル掛ける30メートル、そこに1,800本と。

(吉野英岐委員長職務代理者)　それを1ヘクタールに基準で見ると1,800本相当になるといような書き方で一つの目安を書いているのかなと。

(佐藤誠司委員)　何となくご説明の中で実際にその本数がというのをおっしゃったので、ちょっとそれはいかなものかなと思いました。

(吉野英岐委員長職務代理者)　わかりました。ありがとうございました。ご確認でした。そのほか。
吉田委員。

(吉田敏恵委員)　質問です。森林整備の必要性というところどころ出ている、例えば40ページに出ているのですけれども、野生きのこの豊富な土地であり、住民の交流の場として活用したいという希望があるというその希望というのは、所有者の希望なのか、関心がないとも書いているし、それとも住民の何となくそういう声を聞き取っているのか、あるいは調査した人の何かあれがあるのか、その希望というのは誰の希望かというのをちょっと知りたかったので、教えてください。

(吉野英岐委員長職務代理者)　これ現地を審査してというか、現地で調査をした担当の方から。

(谷口一関農林振興センター主査)　一関農林振興センターの谷口といいます。野生きのこがあつて、住民の交流の場として活用したいというふうに希望されているのは地域の方々になります。昔は採れたのだけれども、今は環境が悪くなって採れないから、また採りたいということです。

(吉野英岐委員長職務代理者)　よろしいですか。
ありがとうございました。
そのほかは。
國崎委員。

(國崎貴嗣委員)　今のところで私もちっと気になったのは、これはご説明いただいた

のでよろしいのですが、野生きのことということで活用したいというのはわかるのだけれども、これらのことから土砂流出防備等の機能を確保するということにどう関わるのだろうかというところがちょっとよくわからなかったので、一関の方はきのことりに入るのがほかの地域の何十倍もあるとかということであれば確かにその表現もあり得るかなと思ったのですが、ちょっとそれはないだろうと思ったので、そういう意味ではわかりにくいかなという説明になっているかなというふうにちょっと感じました。

あと3つあるのですけれども、調書の16ページ、受付番号16—029というところ、森林整備の必要性というところの1つ目の四角の文章の中に「土壌の状態も悪い」という表現があります。これがもともとそうであるということではなくて、そうであってもいいですけれども、手入れ不足によって土壌の状態が悪い、いずれであっても土壌の状態が悪いということは、強度間伐をした後の林冠閉鎖とかというのは遅くなるので、整備して直後の数年間というのが風雪害の危険性とかというのが若干ほかの林分に比べてちょっと高まってしまうということはないのだろうか、場合によっては例えば概ね5割ですけれども、4割ちょっとぐらいのというような間伐率で例えば整備するとか、そういうことがあるのでしょうかということが1つです。

それから、大分飛びまして、66ページというところの受付番号16—054という公益林の区分が③になっているということで、他の事例今回は全て水田等のということになっていて、ここだけが景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林という区分で申請がなされていると。保健文化機能維持増進森林ということなので、理解はできるのですけれども、であるならばこの強度間伐、混交林誘導伐の仕方も何かちょっと工夫があるのか、それとも余り他の施工地というか、水源等という場合の整備と特に余り変わらないのかということころをちょっとお聞かせいただければというのが2点目です。

それから、最後のほうの2件、追加申請があったところのものなのですけれども、追加箇所というのはいずれもかなり若い、特に15年生というのは対象年齢の原則から1年とはいえちょっと外れているということなのですけれども、この調書の中、森林整備の必要性という部分で手入れを行わなかったことから、あるいは下刈り、除伐後、手入れを行わなかったことからというふうにあるのですけれども、通常は15年から20年生ぐらいのころに初回の間伐をするというような基本的な考え方からすれば、手入れを行わなかったからというふうに言われてしまうと、そうすると人工林をつくる場合は全てみんな初回の間伐は強度間伐しなければいけないというような論理になってしまって、これはちょっと書き方が余りうまくないのではないかなというようなことを以前も申し上げたことあったのですけれども、やっぱりちょっとそこのところはすごく違和感を覚えますので、初回間伐、確かに多少多く切るとはいっても普通は3割前後ぐらいというのが従来のやり方だと思いますので、それをあえて5割ぐらいというふうに切っていくというところの説明としてはちょっと手入れを行わなかったことからというような言い方というのは余り適切ではないのではないかなというふうに思いましたということで、質問としては2点。3つ目は、今申

し上げたところは意見ということでございます。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。

個別案件について答えられる方いらっしゃいますか、整備方針に関わる場所だと思いますけれども、29番の案件は奥州市江刺、実際に審査を担当した方はいらっしゃいますか。

(赤座県南広域振興局林務部主査) 県南振興局の赤座です。土壌の状態が悪いということで、現場がちょっと湿地状態で混み合っている森林を強度の間伐5割伐採で光を入れて下層植生、今現在退化しているので、光を入れて下層植生を生やして土砂流出防備に努めたいなという現場です。

(吉野英岐委員長職務代理者) 54番の今後の整備の方針に関わる場所だと思いますけれども、これは二戸市浄法寺、保健文化機能維持増進林について、同じ方針でよろしいかというようなご質問だと思いますが、今担当者いますか。

(高坂二戸農林振興センター主任) 二戸の高坂と申します。単純な話になるのかなとは思いますが、この位置図を見ていただきたいのですが、ちょうど施工地のあたりですね、天台寺というものがあっていて、その中で多分機能区分を定める中で保健文化的なものに多分位置づけられた箇所だとは思っていましたが、ただ、普通に施業するに当たっては別に水源涵養機能云々かんぬん等、特に変わったところはないと。たまたま天台寺とかの近辺なので、そういう区分に位置づけられたものかなというふうに判断しております。

以上です。

(吉野英岐委員長職務代理者) 最後の追加申請のところの比較的若い林に対する考え方についてのご質問。

(高坂二戸農林振興センター主任) 若いところなのですが、いきなり50%までいくものではなく、そこは4割ないし調整しながらやっていかなければならないのですが、外れるからだめというのもちょっとどうかと、森林所有者はやってほしい中で、なのでまず若いですが、まず50%という形まで持っていくものではなく4割程度ではちょっと持っていきたいかなとは考えておりました。

以上です。

(國崎貴嗣委員) 施工地として整備することが不相当というふうに申し上げているのではなくて、整備はしたほうがよろしいと思います。多分今後もなかなか手入れということ

がなかなか見込みがないからということで、施工するのは結構なのですけれども、ただ通常これから間伐をするというものに対して手入れが行われていないとかというような説明、要するに調書の書き方のことです。この論理が成り立ってしまうとあらゆる人工林というものは全てこの事業の対象候補になってしまうというようなあの書き方に、極端な見方をすれば、そういうふうに読めてしまうので、何かそのところ、例えばその地位が高いので、閉鎖、混み合い度がさらに強まるとか、何かそういうふうな、書くのであればそういうふうな書き方をしたほうがいいのではないかという、そういう意見なので、手入れが行われていないことからという説明で調書をつくりたいということであれば、それで結構なのですけれども、多分その都度私は同じような意見を今後も言っていくということになるだけですので、何かその表現上の工夫とかができそうであれば、そういったところをちょっと加味していただければと、そういう意見です。

(吉野英岐委員長職務代理者) 事務局。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 國崎先生から3点ほどアドバイスということでしたのでいただけますけれども、森林というのは多様性がありまして、先ほど県南地域でお話あったとおり、現場でなければわからない事情とか、あとは地理とか、いろんな状況で林齢だけでは決して一律的に取り扱えないというのは先生方おっしゃっているとおりでございます。

そういった中で、できるだけその実態に合ったような形で現地を捉えて調書に反映したいということで、今回もかなり工夫はしているなというのは、正直言って手前味噌ではございますけれども、ございます。そういう中で、施業の取り扱いについても今先生からご指摘あったような形で、より細やかな書き方をしますし、またおっしゃるとおりで確かに3齢級、4齢級で手入れが遅れているというのは、非常に現地をわかっている方は違和感、文章だけ読むと違和感を感じることも感じます。そういったのは、今ご指摘ありました、アドバイスいただきましたので、よりわかりやすいように実態に沿ったような形で調書に書くように努力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(吉野英岐委員長職務代理者) 佐藤委員。

(佐藤重昭委員) 最後の追加、今、先生のほうからも話があったのですが、私は前向きに捉えていまして、実を言うと我々森林所有者というのは森林経営計画というのは5年前から、施業計画にかかわってやっているのですが、属人計画といって森林面積をすごくたくさん持っている民有林は別として、個人の森林所有者とかは何人かまとまって30ヘクタールとか50ヘクタールの森林整備経営計画を出していくということになっていまして、今回追加で受付番号15—176と16—021ですか、個人1名とかということで、どちらも合わせて

5ヘクタールとか6ヘクタールということで、今だんだん環境の森整備事業の申請が減ってきているということを考えると、ではこの部分だけがこういう形ではなくて、周り全体の民有林もきっとこんな状態なのだろうなと思って、基本的にこれ多分個人で申請している人というのはほとんどいない、多分そこの地元の森林組合とかだと思うので、できたら周りにも声かけて申請しませんかと言ってもいいのではないかと。もちろん膨大な面積はだめですよ、あくまでも5とか10とか、平均すると多くても20とか30ぐらいありましたか、そういう周りのちっちゃな、民間の森林所有者はそんなにたくさんの面積は持っていませんから、そういう形でまとめてこういう形でやっていくのもいいのではないかと、5ヘクタールぐらいまでか、10ヘクタールぐらいまでとかという感じで、そういうふうにしていただくといいのかなと。実際に自分の山にさえも行ってない、私も行ってないところとかあったりして、どういうふうになっているのか分からなくて、地元の森林組合さんに言って、少し複数の人に周りに声かけて使ってみませんかという形もいいのではないかと。もちろん申請したという形にはしなければいけないのですけれども、そういうふうにちょっと、今回この2つがあったので、それが感じました。

意見でございます。以上です。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

「なし」の声

(吉野英岐委員長職務代理者) 特にご意見がなければ、今回申請のありました新規36件並びに追加の2件、合計しまして38の施工地につきまして整備事業の対象とするということではよろしいでしょうか。

「はい」の声

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。

それでは、以上でこの案件につきましては整備を進めていただきたいと思います。これにより、資料1の一覧表の後に書いてありました合計値が282ヘクタール、本年度分になったということですが、初めての委員の方もいらっしゃると思いますが、年間で大体どのぐらいを予定していらっしゃるのでしょうか。

(木戸口林業振興課主任主査) 1回目、前回の評価委員会でも皆様方にお示ししましたとおり、1,500ヘクタールに2期までの積み残しというものがあまして、これを加えると1,800ヘクタールというとても面積を整備しなければならないということになって

おります。振興局の皆様方も苦勞されているかとは思いますが、県民税を導入するときの県民の皆様方とのお約束でもありますので、少しでも目標面積を達成するように本庁と振興局の担当者と一緒にいろいろな工夫をしながら、情報共有を図りながら推進してまいりたいと思いますので、評価委員の先生方も貴重なご意見いただきましてありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。追加分を入れると1,800ヘクタールを今年度は対象にしたいという予定。今、今年度分が282ということで、約300と考えて6分の1程度が今回達成されましたけれども、まだまだたくさん枠はあるということです。佐藤委員もおっしゃったようにどういうふうに関心を持っていただいて森林整備の面積を進めていくかというのは、だんだん積み残しをするわけにもいなくなってきておりますので、お知恵をいただきながら、実際この整備事業を進める面積を有効にというか、適切に増やしていくことを今年度岡田委員長のもとで進めていかなければいけないとは思っております。委員の皆様からも前向きな、積極的なご意見があればぜひお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、次の議題に進みたいと思います。平成28年度以降の「いわての森林づくり県民税」に係る地域説明会の結果についてお願いいたします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.2に基づき説明】

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。5カ所ですね、6月に行われた地域説明会の結果についてご説明いただきました。特にいくつか評価委員会の助言とか、評価委員会に諮るといようなご回答があったということですので、それが特に集中しているのは森林環境を保全する植栽のところにかかわるものですね、植栽あるいは植栽後保育についてどういうふうに県民税としてかかわっていただけるのかというご質問が現地からも出ています。きょうは岡田先生もいらっしゃらないので、すぐ結論を出すということはありませんけれども、委員の皆さんの中でお知恵、ご意見等があれば伺ってきたいと思います。いかがでしょうか。

(若生和江委員) 市町村の担当者の方に県民税の説明をするというのはとても大事なことかなと思いました。各市町村で総合計画とか、環境基本計画の改定の時期になっていて、いろいろな指標のチェックのあたりでやっぱり間伐のこととか、森林の保全のこととか、多面的機能のことというのが出てくるのですけれども、それと県民税の事業がまだうまくつながってなくて、各計画は計画上の文言のこと、県民税は県民税というところでよくわかっている担当者もあれば、やっぱり全く聞いたことがないよという人もまだまだいらっしゃるのではないかなと思いますので、先ほど出た市町村の広報のほうにPRしてもらおうと

いうのも知ってもらふ一つのきっかけになるかと思ひますし、今回のような直接中身を話をする場、それから県民税で実際にこんなことができるのですよというのを具体的に伝えていく場をつくっていかないといけないかなというのを市町村にいて感じるがありました。

以上です。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。普及啓発のご意見ですね。

そのほかに委員の皆さんから。

國崎委員。

(國崎貴嗣委員) 森林環境を保全する植栽のところで、これは昨年度だったか一昨年度の末だったかちょっと覚えていないのですけれども、この前の事業評価委員会のほうで提言という形であげて、それを踏まえて28年度以降の森林づくり県民税というのが、昨年の秋ですね、これ以前の資料を持ってきたので、今回はないのですけれども、という形で取りまとめられています。その提言のほうでもそうですし、県としてまとめた28年度以降というところの記載でも、基本的にはこれは先ほどあった混交林誘導伐、いわゆる強度間伐ですね、あちらのほうを優先しつつ森林環境の保全をする植栽活動について支援をしますという優先順位になっているというところですので、やはりそこを考えていくと、これは今後話し合っただけで決めていけばいいと思うのですけれども、それなりに緊急に植栽をしないとまずいというようなところが基本的には対象になっていくのではないかということで、ササの刈り払いが必要でササ原になっているとか、あるいはもともと強風地帯でなかなか森林が成立しないというようなところであれば、場合によっては森づくりの昔から言われている適地適木ではないのですけれども、適したところに適当な木を植えたり、そこで育成しなさいというような観点からすると、無理にそういうところまでやる必要はないのではないかと、もちろんそれはケース・バイ・ケースで見て行く、審査していくということは大前提ですけれども、何が何でも植えるというようなこととは違うのではないかなということ、なので多分今後審査基準のようなものが何かできていってということになると思ひますので、そういったものもついたり、あるいは意見するような場のところで丁寧いろいろなケースを想定しながら議論をつくっていけばいいのではないかというふうには個人的には思っています。

それから、これで植栽を支援してもらったところを、さらに森林づくり促進事業で保育というふうなことなのかなと思ひたのですが、それはちょっと、先ほどのようなことの考え方からいくと、つまり緊急に植えないとまずいというようなところを選んで植えるのであれば、やはりそこはその団体さんとか、所有者さんがそれなりの保育をするというような責任あるいはそういうふうな計画があった上での植栽への支援ということを求めるといふことだというふうには私は今の時点では理解していますので、そうであるならば植えるほ

うでも支援をしてもらって、保育のほうも森林づくり促進事業を使って保育してもらおうというのを、何でもそういうのいいよということにはならないかなと。やはりこれも審査の基準とか、そういうのをつくりながらケース・バイ・ケースで丁寧に見ながら、もしかしたら植栽のほうの支援をするし、森林づくり促進事業のほうでの支援というのも一定程度するとかということとは可能な事例は多分あり得ると思うのですけれども、両方とも多くの場合、お金がつかますよということには簡単にはならないかなと。ある程度そこは所有者なり、団体さんのほうで責任を持って手入れをします。ここの部分が足りないので、支援をお願いしたいというような形で持っていけないと、これだと極端な話、植えるのも、その後の保育も全部県民税を使って可能なのではないかという誤解につながりかねないなところがあるので、そのあたりもやはり丁寧に議論をしながらその審査基準のようなものをつくるのであればつくっていくというようなことをしていければいいのではないかとこのふうに、この資料を見たときにはそう思いました。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。

はい。

(若生和江委員) 今の國崎委員の意見につけ加えてなのですけれども、県南のほうで結構パルプのほうの需要があったり、いろんな需要が出てきて、広範囲にわたって皆伐に近い状態で森林を切っているところが大分目につくようになってきていまして、植えるところも適材適所というか、そこに合った木を植えるのが大事ですよというお話があったのですけれども、利用のほうについても、やっぱりそれぞれに一番いい形での木材利用が進んでいるのかということを見ながら、その後の、切った後の土地の活用ということをつなげて考えていかないと、なかなか私たちとしてもいいきちとした意見というのが出せないのではないかなと思いますので、そういうふうになった土地はなぜそうなったかという理由づけといたしますか、こういう状況で、こういう現況になりましたということもつけ加えて今後の検討ができればいいのではないかなと思います。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。

佐藤委員。

(佐藤重昭委員) 國崎先生のお話のとおりで、私もまず当面は強度間伐を優先にしていきたいと思います。というのは、民有林は本当におくれているのです。これが最優先だと思いますので、県民税の区分けからいうと促進事業のほうの、そっちのほうで我々は審査しているわけで、団体さんにそういう植林とか、保育とかというほうをやってもらうという形のほうがいいと思って、ちょっと後で出てくると思うのですけれども、高知県を見たら、やっぱりボランティアや県土保全活動とかということで、そういう形のとこ

ろが限界だなど、まずとにかく最優先で間伐をどんどんこの森林整備のほうの事業で、環境の森整備事業で進めていくという、保育とかあるいは植栽といった部分はちょっと対象にはしないと、あくまでも間伐というふうにしたほうがよろしいのではないかと思います。以上です。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。
そのほかご意見ありませんでしょうか。
どうぞ。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 今委員の先生方から大変貴重なご意見頂戴しまして、今第3期始まったところなのですけれども、今お話のあったような議論というのをこの5年間続けていって、それを収れんさせていきたいというふうに考えております。
先ほどお話ありましたとおり、森林を取り巻く状況というのは実はなかなか厳しい状況が相変わらず続いていると。先ほどもお話ありましたとおり、相続というお話もございましたし、あるいは登記とか、あるいは共有とか、いろんなキーワードがございまして、森林所有者の数字だけを考えますと10年前が1万戸ほどあったと、これは林業センサス調査ですけれども、それが5年前には8,000程度、そしてさらには今公表になります直近のセンサスでは、さらに減少するのではないかと、そういったことも指摘されております。そういう中で、一体この県民税でどこまでケアをしていくのかというのは大きな課題であって、この制度がつくられた当初の考え方を尊重しながらも、やはり県民のニーズだとか、地域の実情に合わせたような形でこの事業を活用していくというのが大切なのではないかと、そういうふうに考えておりました。

特に先ほどお話ありましたように強度間伐を優先という形がございまして、植栽についても実際に環境に資する植栽というのは、今度新しい取り組みということで正直申しまして、我々事務局も一体どのようなものが上がってくるのかというのは若干手探りのところもございまして。そういったものが実際上がってきたところで、先ほど國崎先生のほうからお話のあったような議論、そしてその延長線上に施業の担保というお話も出てくるのかなと思っておりますので、そここのところで議論は深めていきたいなというふうに考えております。

いずれこういった形で、先ほど佐藤委員からもお話ありましたが、他県の調査事例とか、いろんな情報を委員会のほうに提供して、ぜひそういった議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。事業の緊急性というのは非常にキーワードになると思ひて聞いておりました。緊急に対象にしなくてはいけない事案についてまず優先するというようなことでは一致していると思ひます。

先ほどの議論では出ませんでしたけれども、アカマツの広葉樹林化、これは松くい虫対策のところ、ずっと前からこの事業でいけるのかどうかという話がありましたが、ご回答の状況を見ると、この事業でほぼいけるというようなご回答の趣旨が書かれております。これ奥州からのご意見ですか、奥州の方はおいでになっていますか、状況がわかるような方はいらっしゃいますか、あるいは木戸口さんでもいいですけども、非常に緊急性の高い状況で質問が出ているのかどうかということですが。

(木戸口林業振興課主任主査) ご存じのとおり、紫波町から南はもう松くい虫の激害地となっております、私たち枯死経過木と呼んでいるのですけれども、ずっと前に松くい虫の被害に遭って、枯れたまま立っていて、いつ倒れてもおかしくない。あとそれを倒すのももう偏心しているというか、倒すのも結構難しくて、なかなか手がつけられないということで、特に奥州会場ではこの広葉樹林化についての質問が細かいところまでいろいろ出まして、関心の高さがうかがえたところであります。この事業では、アカマツ全部伐採してもいいですし、ほかに似たような事業もあるのですが、その事業だと広さですね、5ヘクタール以上切らなければならないとか、結構厳しい条件がつけられていますので、この県民税の広葉樹林化につきましてはもうおおむね好意的に関係団体さん、それから市町村さんからも受け入れられております。

まだちょっと運用通知のほうですとか、標準単価という準備がちょっと詰めの段階に来ておりましたので、今回の施工地審査には間に合わなかったのですけれども、次は大体2カ月後ぐらいですかね、年内にはもう1回、2回ぐらいは開催したいと考えておりますので、その委員会にはこの広葉樹林化についても審査案件として上がってくると考えております。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。通常、これまではアカマツの件は直接出てこなかったと思いますけれども、こういった県の方針あるいは詰めといいましょうか、具体的な詰めをしていただいた上で次回、次々回ぐらいからこの案件についての審査の対象になる可能性があるというふうなご意見でしたので、委員の皆様もご理解いただければと思います。

この件についてはよろしいでしょうか。

「はい」の声

(吉野英岐委員長職務代理者) 続いて、その他に入りますが、資料が3、4、5とありますので、こちらについて事務局からお願いいたします。

(高芝林業振興課主任主査) 【資料No.3に基づき説明】

(三上林業振興課主査) 【資料No.4に基づき説明】

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.5に基づき説明】

(吉野英岐委員長職務代理者) 資料3、4、5まとめてご説明いただきました。委員の皆様からご意見等々いただきたいところですが、何かあればお願いしたいと思います。

では、若生委員さん。

(若生和江委員) 先ほど説明にありました資料ナンバー3の他県の事例というのはとても今までに知りたかったけれども、なかなか議題に上がってこなかったところだと思いますので、委員全員ができればそろっているところで、また改めてまとめた形で出させていただいて、議題にのせながら自伐林業のことについても、県内でも動きがありますし、あと遠野の活動している団体から今ある環境の森整備事業と県民参加の森づくりの中間のような、せつかくこういうような森林整備の技術を身につけた人たちが森林を生かすようなことにつながるような活動はできないのかという意見を去年でしたか、おとしただいていたこともありましたので、あわせて丁寧に審議していけたらいいかなと思います。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。

そのほか。

佐藤委員。

(佐藤重昭委員) 強度間伐と保育間伐ということですが、質問ですが、保育間伐は、要は先ほど言っていたような間伐をしながら除伐とか、あるいは植栽をやるとか、そういう感じなのでしょうか。

(高芝林業振興課主任主査) 高知県のほうですね。高知県については、強度間伐という取り組みではなくて、高知県の場合には国庫へのかさ上げの間伐、国庫の森林整備事業という事業があります、通常の間伐事業ですが、そちらへのかさ上げの事業と、単独で行う間伐の事業ということなのですが、その2つの事業自体は強度間伐かどうかの分け方ではなく、国庫のかさ上げがどうかと、あと一応線引きとすれば単独事業のほうが公益的機能が高いところにやるというようなお話ではあったのですが、明確な差があるかどうかまではちょっと聞いてこなかったです。

(吉野英岐委員長職務代理者) そのほかどうでしょうか。

高知県は独自に山の日というのをつくってしまっているのですね。国も今年から山の日

と、お盆の前になりましたけれども、こういうことをつくるというのはかなり県民の注目度は高いのでしょうか、高知の場合は。

(高芝林業振興課主任主査) そうですね、山の日自体は聞いてはこなかったのですが、山の日という取り組みが全国で山岳振興県を中心に幾つかの県で山の日というのは設定されているようでして、高知県も山の日を独自に制定するという動きと、この森林環境税の取り組みは平成15年度に山の日創設ということで、時期的に重なっているというのもあって、その普及啓発も兼ねているというのものもあるかもしれないです。

(吉野英岐委員長職務代理者) わかりました。
岩手県にはあるのですか、ちなみに。

(高芝林業振興課主任主査) 岩手県にはございません。

(吉野英岐委員長職務代理者) ないですね。

(若生和江委員) 実は、気になって高知県の事例をこっそり調べていたときに、こうち山の日いろいろな活動が県民参加の森づくりの活動に近くていろいろな団体、いろいろな内容の活動をこうち山の日にあわせてやっているという感じだったりして、どんなことをやっているというピックアップしたのが皆さんに見ていただくとよりイメージが湧くのかなと思いましたし、若い世代をターゲットに森林のことを伝えたいという意図でつくりましたということと、何でこんなに楽しくおしゃれな冊子ができたのですかといったら、そういう活動をしている団体のほうにこういうふうにつくりたいのだけれどもということを伝えて、やっぱり民の力もあって、地域の人とのつながりとか活動したというのが写真もいっぱいでおもしろい冊子になっていました。気になる号をどんどん印刷したら、ちょっとプリンターインクがなくなってしまったのですが、何部か印刷してきたものを次回に持ってきたと思いますので、回付できたらと思います。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。

せっかく今回新しく委員になった3名いらっしゃって、後半ほんのちょっとソフト事業、他県の事業なんかのご紹介もあったので、この資料3、4、5とごらんになって、大粒来さん何か感じるころがあれば、私たち2年も3年もやっている、こういうことをいつも見てしまうので、初めて知りましたということは言えないのですけれども、新しく委員になったところで事業について何かご感想があればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(大粒来宏美委員) こういう県民税のパンフレットが出ているのも、税金を払っているのは認識はあったのですけれども、余り興味がなかったということが正直なところですよ。一番おもしろかったのは、高知県の環境税のパンフレットがとても見やすく一番魅力的なパンフレットだなと思って、裏表眺めておりました。

以上です。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございます。

安原委員はご感想あればお願いしたいと思います。

(安原昌佑委員) 初めて聞く言葉がたくさんありましたが、勉強になりました。私はこういう観点で聞いておりました。森林税で、確かに山の保全、森林の保全には大事けれども、一般的に身近な人が森林税に対してどう感じるのかというと、伐採したり、こうこうというのはなかなかわからないし、また必要とされているのは環境教育的な立場の切り口として、森林の場合もあるだろうし、化石燃料とかいろいろな分野から環境教育に切り込んでいけるわけですけれども、それを体系づけて森林としてはこうこう、こういうふうな作用があって、こうなっているという、これは人間みんなのもので共有できるので、非常に興味があるし、そういうことについては県民でなくても世界中の人がみんなそうだろうけれども、興味があって、何とかしなければということが現実に迫ってきているのです。今来る台風とか非常に変わってきているし、その被害が人類全体に及ぶ、特に日本は大変だということで環境の、山でもそうだけれども、関心のある生徒というか、子供たちの育成は喫緊の課題だなと思っているし、啓発活動は非常にいいけれども、やっぱりそれを実践に結びつけて、学校で実践をして、そして県とか市町村の広報にその実践例など挙げて、こういうことは森林税を通して支援していますとか、そういうPRも必要だなというような感じを持ちました。とりとめのないことをお話ししましたが、一応感想ということで。

(吉野英岐委員長職務代理者) あとはご発言のなかった、小山田委員。

(小山田四一委員) 特にありません。

(吉野英岐委員長職務代理者) よろしいですか。

(小山田四一委員) はい。

(吉野英岐委員長職務代理者) ご質問なかった方はいらっしゃらないですかね。

では、今他県の状況であるとか、啓発事業についてご説明ありましたので、これをやっ

ぱり具体的にどう効果的に県民の皆様に理解していただいて、非常に話は大きくなるかもしれないけれども、環境の問題について森林を通して皆さんに訴えていくというところもこの事業の大きな目的になるのかなと思っておりました。岩手県の場合は、額だけはほかの県に比べて大きいですね。高知県が約2億円だとしたら、うちは7億円程度の額をとっておりますので、3倍強の資金を持っているということと、本県の税の使い道が主にハード事業を中心に緊急性の高い森林整備を県独自で進めていくというような観点から国の上乘せということではなく、県としてやれることをまず先にやろうということで進めてきたところだと理解しておりますが、いろいろほかの県の状況を見ると、非常に国と相乗りしたり、あるいは多彩なメニューといったら言葉が軽いですが、山のほうの木を植えたり切ったりするところだけでなく、実際に木を使っている部分ですね、実際の消費生活の中で木をどのように使っているのかとか、あるいは学校教育の中でどのくらい子供たちが木というか、環境について理解をしているか等々かなり多目的に税を使っているということも今回の調査でわかってきたところではないかと思っております。山の木……、森の木のほうがいいのではないかと私は思ったのですが、森の木ではないので、なかなかそうは言えませんけれども、実際は山に限らず生活全てを含めて森林というものがかわっている姿がある意味わかりやすく見せているところがさまざまな県の特徴かなと思っておりました。実際は37の府県でこれが導入されているということですので、きょうはそのうち2つほどご紹介いただきましたけれども、これはまた引き続いて……

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 実は宮崎とかご紹介したいと思えますし、文化のお話ありましたので、再度この資料を使って、あわせてまたご説明できるかなという印象を受けました。

(吉野英岐委員長職務代理者) わかりました。よその県のことをもう少し追加でご提示いただけるということですので、それも含めてまたご意見があれば委員の皆様からいただきたいと思っております。

以上でその他のところは終わりにしたいと思います。予定されている議題は以上のところでございますので、あとは事務局のほうにお願いいたします。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 改選後1回目の評価委員会ということでございましたけれども、大変活発なご意見いただきまして大変ありがとうございました。

実はきょう、ちょっと余談になるのですが、11時45分から県庁前で伐木チャンピオンシップ世界大会出場選手によるデモンストレーションというのをやっております、その関係で森林整備課がちょっと途中退席しております、もし時間が早く終わればご案内したいと思ったのですが、あと5分ぐらいで終わる予定になっておりますので、多分間に合わないと思うのですが、もしチェンソーの音が聞こえたようであればやっていると

いますので、ちょっとのぞいていただければ林業の現場を見ていただける形になるかと思っております。

先ほどちょっと担当のほうからお話ありましたとおり、年内にはあと2回ほど開催したいと考えております。国体等の関係があつて、日程調整がちょっと難航しておりますけれども、できれば2回ほどやって、さらにその内容として現地調査とか、あるいはできればソフト事業の実施団体等からの意見聴取ですとか、そういった形でいろんな形で現地を見ていただいたり、お話を聞いていただいたり、先ほど来ご説明した他県の状況を見ていただいたりということではいろんな状況を見ながらご審議いただいて、実りある議論をお願いしたいなと思っております。詳細については、後ほど担当のほうからまたご連絡させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日は長時間にわたりまして大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(吉野英岐委員長職務代理者) ありがとうございました。